

貸切バス事業者 殿

一般財団法人 東北貸切バス適正化センター

令和4年度適正化事業に係る負担金の請求及び納付期限について

新型コロナウイルス感染症による一般貸切旅客自動車運送事業者への影響は依然として厳しい状況が続いていることから、令和3年度と同様に、令和4年度の負担金の納付期限を令和4年度に限り、請求及び納付期限を下記取扱いといたしますので、お知らせいたします。

なお、納付の猶予につきましては、5月下旬の請求時に「令和4年度負担金の納付期限猶予届出書」を同封いたしますので、新型コロナウイルスの影響により納付期限内に納付が困難な場合は、FAX又は、郵送で令和4年6月30日までに当センターに届出を提出して下さるようお願いいたします。

記

負担金の請求及び納付期限

- ・納付期限は**6月末日(5月下旬に請求)**です。
- ・分割納付をご希望の場合は、各四半期(4～6月分)を**6月末日(5月下旬に請求)**まで、(7～9月分)を**9月末日(8月下旬に請求)**まで、(10～12月分)を**12月末日(11月下旬に請求)**まで、(1～3月分)は従前の2月末日(1月下旬に請求)までに納付して下さい。

※分割納付の場合の納付期限は**6月、9月、12月、2月の末日**です。